

高山陣屋における県内伝統芸能公演等開催業務委託
プロポーザル公募要領

令和2年1月29日

岐阜県環境生活部
県民文化局文化創造課

第1	募集の内容	1
	1 委託業務名	
	2 業務内容	
	3 委託業務期間	
	4 委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項	1
	1 プロポーザル参加要件	
	2 企画提案書の作成	
	(1) 事業の実施計画	
	(2) 業務の実施体制等	
	3 応募の手続き等	
	(1) スケジュール	
	(2) 公募要領等の配布	
	(3) 公募要領等に関する質問受付	
	(4) 参加申込受付	
	(5) 企画提案書受付	
	(6) 参加に際しての留意事項	
	(7) 見積書作成に当たっての注意事項	
	(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	
第3	評価に関する事項	5
	1 評価方法	
	2 評価会議	
	(1) 開催日・場所	
	(2) 企画提案の所要時間	
	(3) 注意事項	
	3 評価項目及び評価内容	
	4 最優秀提案者の決定	
	5 選定結果の通知及び公表	
第4	契約についての留意事項	6
	1 契約方法	
	2 契約保証金	
第5	業務の適正な実施に関する事項	7
	1 関係法令の遵守	
	2 業務の一括再委託の禁止	
	3 個人情報保護	
	4 守秘義務	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
	1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
	2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	不当介入における通報義務	7
第8	問い合わせ先	8
別表	評価項目及び評価基準	

高山陣屋における県内伝統芸能公演等開催業務委託プロポーザル公募要領

本事業は、県所有の国史跡「高山陣屋」において、主に外国人客を対象とした県内の伝統芸能の公演等を行い、施設と伝統芸能等が一体となった魅力発信を通じて観光拠点としての更なる磨き上げを図るものです。実施にあたり、より効果的に事業を実施するため、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

○留意事項

令和2年第1回岐阜県議会定例会において、本業務に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による業務委託は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 業務名

高山陣屋における県内伝統芸能公演等開催業務

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 業務期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

4 委託費の上限

7,753,900円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間事業者であって、以下の条件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、参加申込受付期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式 1 に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可。別添様式に従い、Microsoft PowerPoint での作成可。）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

また、文字サイズは 10 ポイント以上としてください。枚数制限はありませんが、添付書類等を含めて、原則、片面印刷に統一してください。

(1) 業務の実施計画

別添仕様書「5 業務内容」に従い、特に以下の点を踏まえ実施計画を提出してください。

〔1〕伝統芸能公演に関する企画

- ① 伝統芸能公演の開催日、種類、回数、出演者・団体、公演 1 回あたりの所要時間など
- ② 公演の内容（出演者との交流、伝統芸能への理解、満足度を高める手法を含む）など
- ③ 進行、解説の手法（使用言語、解説資料）など

〔2〕伝統文化展示に関する企画

- ① 開催期間、展示物の種類、数量、展示の方法など
- ② 実演・体験の企画内容、進行、解説の手法（使用言語、解説資料）など

〔3〕会場及び運営

- ① 伝統芸能公演・伝統文化展示の実施場所、会場設営方法など
- ② 実施日、時間帯及びスケジュールなど
- ③ 雨天時の対応、参加者の管理、誘導、安全確保の方法など

〔4〕広報等

- ① 訪日外国人旅行者をはじめとする対象者への周知の方法、集客方法など
- ② 参加者の募集、事前及び当日の参加申込、参加料の決済の方法など

(2) 業務の実施体制等

①業務遂行能力・実施体制

業務にあたる業務実施責任者、担当者等の資格・経験・能力等を具体的に記載してください。その他、業務にあたる人員体制、他機関との連携体制等

があれば記載してください。

②提案者の経験・能力等

ア 事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性（類似事業・関連事業の実績等）があれば、具体的に記載してください。

イ 直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出してください。

(3) 社会的課題への取組

3 応募の手続き等

(1) スケジュール

ア 公募要領等の公表・配布	令和2年1月29日(水)～2月25日(火)
イ 公募要領等に関する質問受付	令和2年1月29日(水)～2月25日(火)
ウ 参加申込書受付	令和2年1月29日(水)～2月25日(火)まで
エ 企画提案書受付	令和2年1月29日(水)～3月2日(月)まで
オ 評価会議	3月下旬(予定)
カ 結果の公表	3月下旬(予定)

(2) 公募要領等の配布

ア 配布期間 令和2年1月29日(水)～令和2年2月25日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日を除く)

イ 配布場所 岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課 文化振興係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1)

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

(3) 公募要領等に関する質問受付

ア 受付期間 令和2年1月29日(水)～
令和2年2月25日(火)午後5時15分まで

イ 提出方法

質問は質問書(別紙1)の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。

※提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

※電子メールの場合は、件名を「高山陣屋における県内伝統芸能公演等開催業務委託」として送信してください。

ウ 提出先

岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課 文化振興係

TEL 058-272-8245(直通)

FAX 058-278-3529

E-mail c11146@pref.gifu.lg.jp

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

(4) 参加申込書受付

ア 受付期間 令和2年1月29日(水)～
令和2年2月25日(火)午後5時15分まで

イ 提出方法

参加希望者は、参加申込書（別紙2）を、文化創造課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書受付

ア 受付期間 令和2年1月29日（水）～

令和2年3月2日（月）午後5時15分まで

イ 提出書類、提出部数

a 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式1

b 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式任意、見積内訳書を含む

c 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2

ウ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

エ 提出方法

文化創造課文化振興係あてに持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください（期間内に必着とすること）。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

オ その他

プロポーザル評価会議において、上記イの提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(6) 参加に際しての留意事項

ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

a 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

b 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

c 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

d 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

e 公募要領に反すると認められる場合

f その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

エ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

オ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く。）。

カ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

ク その他

- a 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- b 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- c 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日（休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、辞退届（様式自由）を文化創造課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- イ 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。
- ウ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課 文化振興係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-8245
FAX 058-278-3529
E-mail c11146@pref.gifu.lg.jp

- (注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、電子メール又はFAXにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。
- (注意2) メール送信の際は、件名に「高山陣屋における県内伝統芸能公演等開催業務委託」と記したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「高山陣屋における県内伝統芸能公演等開催業務委託プロポーザル評価会議」において行います。

なお、受託者の選定に当たっては、評価項目及び評価基準（別表1）に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画内容、事業の実施能力等を評価、採点します。構成員の評価点は、評価結果集計表（別表2）で集計します。

2 評価会議

(1) 開催日・場所

日時：3月下旬（予定）

場所：岐阜県庁内または周辺会議室（予定）

- (2) 企画提案の所要時間（1 提案者あたり）
プレゼンテーション 20 分以内
評価会議構成員からの質疑 10 分程度

(3) 注意事項

- ア 開催日、時間及び開催場所等については、後日、企画提案者に通知します。
イ 評価会議への出席は2名までとします。
ウ 評価会議は非公開で行います。また、参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
エ 指定の時間に遅れた場合には、評価いたしません。
オ プレゼンテーションの際、資料の追加及びパワーポイント機材等の使用はできません。企画提案書の受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別表1のとおり

4 最優秀提案者の決定

- (1) 上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、順位点の合計が最も高い者を最優秀提案者とします。
(2) 同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。
上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。
(3) 応募者が1名のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合は、事業を実施するときには、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知するとともに、ホームページ上で公表します。

第4 契約についての留意事項

1 契約方法

県は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県と最優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において順位点の合計が次に高い提案者と協議を行います。

2 契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第114条第2号に掲げる要件に該当する場合は免除します。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 不当介入における通報義務

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先

岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課 文化振興係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8245 (直通)

FAX 058-278-3529

E-mail c11146@pref.gifu.lg.jp

別表 1

高山陣屋における県内伝統芸能公演等開催業務委託プロポーザル 評価項目及び評価基準

以下の各評価項目の配点の合計を100点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。
なお、評価点合計値の6割を最低基準とする。

評価項目及び評価の内容（評価点合計 100 点）	評価基準点				
	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
1 業務の実施計画に関する評価（75点）					
(1) 伝統芸能公演に関する企画（25点）					
①本県の伝統芸能の基礎知識を有し、その特徴等を踏まえた提案であるか。	10	8	6	4	2
②提案された伝統芸能は、外国人客等が興味を抱き、参加意欲を高め、集客に繋がり得るものであるか。	10	8	6	4	2
③公演のプログラムは、外国人客等が楽しみ、理解し、満足できる内容であるか。	5	4	3	2	1
(2) 伝統文化展示に関する企画（20点）					
①本県の伝統文化の基礎知識を有し、その特徴等を踏まえた提案であるか。	10	8	6	4	2
②展示の内容は、外国人客等が楽しみ、理解し、満足できるものであるか。	5	4	3	2	1
③実演・体験の内容は、外国人客等が楽しみ、理解し、満足できるものであるか。	5	4	3	2	1
(3) 会場及び運営（10点）					
①公演等の会場は、施設を効果的に活用するものであり、かつ、施設に配慮した会場設営及び運営であるか。	5	4	3	2	1
②悪天候時の対応や参加者等の管理、誘導、安全確保等を踏まえ、無理のない運営であるか。	5	4	3	2	1
(4) 広報等（20点）					
①対象者への周知が十分に図られ、かつ、集客に有効な手段・方法等が提案されているか。	10	8	6	4	2
②参加者の募集、事前及び当日の参加申込、参加料の決済等の方法が具体的に示され、確実かつ利用しやすい方法であるか。	10	8	6	4	2
2 業務の実施体制等に関する評価（25点）					
(1) 業務遂行能力・実施体制（15点）					
①本業務に類する業務実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かした業務遂行能力を有しているか。	10	8	6	4	2
②本業務の実施に必要な資力及び実施体制を有し、かつ、経験豊富で業務遂行能力の高い責任者を選任しているか。	5	4	3	2	1
(2) 提案金額（5点）					
①見積書には経費の内訳、単価、数量等が具体的に示され、提案内容と整合しており、かつ、その額は妥当なものであるか。	5	4	3	2	1
(3) 社会的課題への取組（5点）					
①「障がい者雇用」（2点）、「仕事と家庭との両立支援」（2点）、「若者の採用・育成」（1点）に取り組んでいるか。	5	4	3	2	1

別表 2

高山陣屋における県内伝統芸能公演等開催業務委託プロポーザル 評価結果集計表

参加者	項目	構成員 1	構成員 2	構成員 3	評価点計
					順位点計
	評価点				
	順位点				
	評価点				
	順位点				
	評価点				
	順位点				
	評価点				
	順位点				
	評価点				
	順位点				

- ① 構成員別に提案者ごとの評価点を比較し、点数の高い者から10点、5点、1点、以下0点の順位点を付与する。
 - ② 順位点の合計を比較し、点数の高い者から順位を付す。
 - ③ 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。
- ※ 参加者により適宜行数を追加。